

袋井市津波避難計画

平成 25 年 10 月

(平成 29 年 1 月修正)

(平成 30 年 4 月修正)

(令和 6 年 3 月修正)

袋井市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災、死者・行方不明者合わせて約 2 万人という甚大な被害をもたらした。

こうした状況を踏まえ、内閣府に設置されている有識者会議である南海トラフ巨大地震モデル検討会（以下、「内閣府」という）では、平成 24 年 8 月 29 日に、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等」として、さらに静岡県では、平成 25 年 6 月 27 日に、「静岡県第 4 次地震被害想定」として、現時点における科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大級の地震・津波による被害想定が発表された。

この想定における袋井市の最大津波高は 10m と想定され、平成 13 年発表の静岡県第 3 次地震被害想定における最大津波高 5.3m を大きく上回り、海岸沿いに低平地が広がる本市においては、大きな被害に発展することも懸念され、東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波に対する被害軽減対策は喫緊の課題となっている。

こうした状況下において、本市では、市独自の津波シミュレーションを実施し、この津波浸水想定結果に基づき、本津波避難計画を策定した。

人的被害を出さないためには、いかに早く確実に避難を実施できるかが重要であり、強い揺れを感じたら、すぐに住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、避難情報の発令及び伝達等について、「袋井市津波避難計画」に定めるものである。

目 次

第一章 総則

1	津波避難計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の修正	1

第二章 避難計画

1	津波避難対象地域	2
(1)	津波避難対象地域の指定	2
(2)	津波避難場所	3
ア	一時避難場所	3
イ	市指定避難所	3
2	注意喚起地域（バッファゾーン（余裕域））	4
3	津波浸水深及び津波到達予想時間	4
4	避難路	4
5	避難方法	4

第三章 初動体制

1	災害配備基準	6
2	職員の連絡	6
3	津波避難情報の種類と住民に求める行動	7
4	津波避難情報の発令基準	7
(1)	突発型地震による場合	7
(2)	予知型地震による場合	7
5	津波情報等の収集	8
6	津波避難情報の伝達方法	12
(1)	津波避難情報の伝達先・伝達方法	12
(2)	避難行動要支援者への伝達方法	13
7	津波避難情報の伝達文	14

【参考資料】

1	津波の浸水深と津波被害の関係	1
2	避難可能距離の目安	1
3	一時避難場所としての基本的な考え方	2
4	避難場所選定上の留意点	2
5	避難路選定上の留意点	2

別紙 1	津波浸水想定区域及び津波避難対象地域	3
別紙 2	津波避難場所	4
別紙 3	袋井市津波シミュレーション分析結果図	5

第一章 総則

1 津波避難計画の目的

津波避難については、住民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

そこで、本計画では、東海・東南海・南海地震等、巨大地震による津波が発生した場合に備え、市民や観光客等が生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画では、現時点で考えうる最大クラスの地震・津波を想定し、静岡県第4次地震被害想定（以下「第4次想定」という）及び本市独自の津波シミュレーション（以下「シミュレーション」という）の結果に基づき、地域住民の避難行動を示す。

さらに、津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と住民が、共に迅速かつ的確に行動ができるよう本計画において定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、今後、国や静岡県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

袋井市津波シミュレーションの考え方

- ・本市では、国・県が実施した津波シミュレーションに、さらに詳細なデータ収集、分析結果を加えてシミュレーションを実施した。
- ・国や県の想定では、本市沿岸部の海岸防災林を自然地形として捉え、地震動では崩壊しないと想定しているが、自然地形ではないことと構造安全性も明確に示されていない状況である。
- ・そこで、本市では、構造物（海岸防災林や堤防）が機能した場合と機能しない場合の2パターンを実施。
- ・海岸防災林の構造安全性の評価が示されるまで、厳しい条件を加えて実施した「構造物が機能しない場合」の津波の浸水想定結果を計画に反映する。

【市独自の前提条件設定】

■ 構造物が機能しない場合

… 河川堤防及び海岸防災林が地震発生と同時に破壊された状態

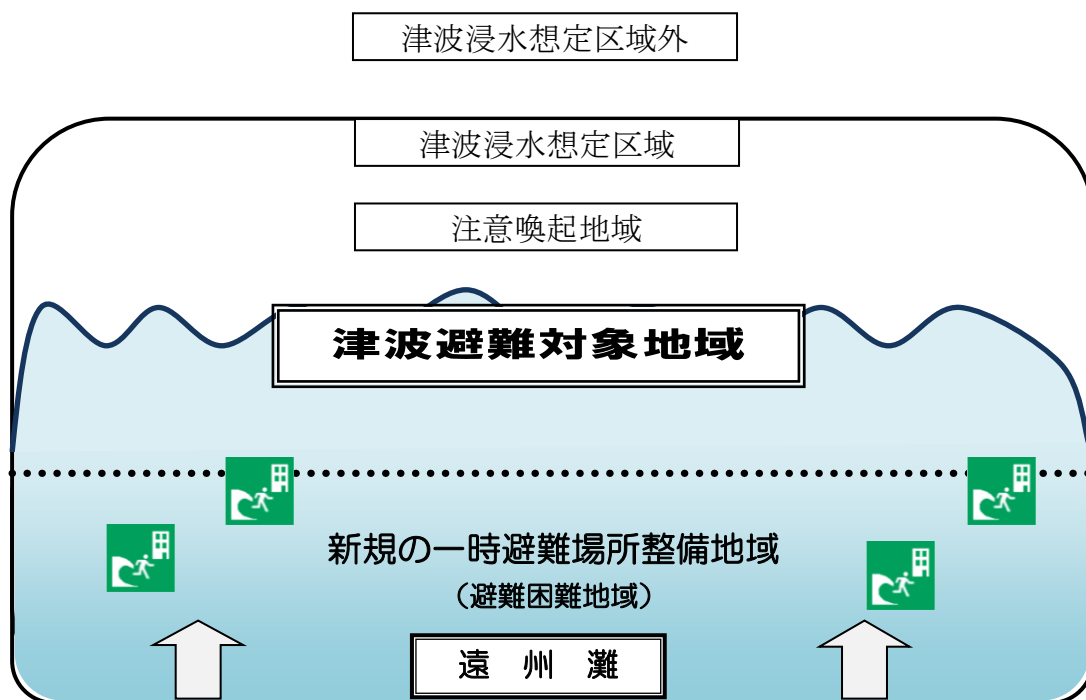
■ 構造物が機能した場合

… 河川堤防及び海岸防災林は破壊されない状態

第二章 避難計画

本計画では、住民が、適切かつ迅速な避難方法を検討するにあたり参考となるようシミュレーションの分析結果に基づき、津波の浸水想定区域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。

【地域設定の考え方】



1 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に津波による被害が予想されるため、避難指示等を発令する際に特に避難の対象となる地域であり、本地域の住民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難するものとする。

(1) 津波避難対象地域の指定

シミュレーションの結果に基づき、津波の到達予想時間が、概ね 60 分、浸水深 1 m、流速 0.5m/秒のラインの南側の地域は、津波被害発生危険性が高いことから、別紙 1 に示す青の太線以南の区域を「津波避難対象地域」に指定する。

また、避難指示等が発令された場合に、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるとともに、地域一体となった避難活動が実施されるよう、表 1 のとおり自治会単位で指定する。

表 1 津波避難対象地域一覧表

世帯数・人口：令和6年4月1日現在

連合自治会名	自治会名	世帯数	人口	連合自治会名	自治会名	世帯数	人口
浅羽南	中新田	165	379	浅羽東	梅山	329	886
	大野	188	500		松原	378	963
	東同笠	234	523		【小計】	707	1,849
	西同笠	154	390	浅羽西	富里中	166	409
	太郎助	155	370		富里下	80	209
	湊東	264	630		【小計】	246	618
	湊中	177	369	合 計		2,413	5,895
	湊西	123	267				
	【小計】	1,460	3,428				

(2) 津波避難場所 (表 2 避難場所一覧表参照)

ア 一時避難場所

津波避難対象地域のうち、国道 150 号より南側地域については、シミュレーションの結果を踏まえると、津波の到達予想時間までに津波浸水想定区域外の安全な場所まで避難することが困難な場合が想定される。

そこで、緊急的に津波の危険から避難し避難者の生命の安全を確保するため、津波避難対象地域内に一時避難場所を指定する。

また、国道 150 号より南側の地域については、現時点では十分な一時避難場所が確保されていないため、別紙 1 のとおり「新規の一時避難場所整備地域」として指定し、さらに、別紙 2 のとおり一時避難施設の整備を進める。

イ 市指定避難所

津波の危険から避難するための施設で、津波浸水想定区域の外に市が定める避難場所で、非常食料、保存水、毛布、簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能な場所とする。

表 2 避難場所一覧表

避難対象地域		一時避難場所		市指定避難所	
		施設名	収容人数	施設名	収容人数
浅羽南	湊西	湊西地区命山「江川の丘」	300 人	浅羽南小学校 浅羽北小学校 浅羽東小学校 浅羽中学校 笠原小学校	953 人 927 人 913 人 1,292 人 564 人
		MellowStyle	20 人		
	湊中	鈴木工務店	163 人		
	湊東	湊東地区命山「湊命山」	1,300 人		
	太郎助	きらりんタワー	162 人		
		浅羽南小学校	1,460 人		
	西同笠	東海精機	80 人		
	東同笠	KAMIYA	102 人		
		東同笠・大野地区命山「寄木の丘」	300 人		
浅羽東	大野	松葉の家	160 人	浅羽東コミュニ ティセンター	117 人
		アスティ	400 人		
	中新田	中新田地区命山「きぼうの丘」	400 人	浅羽西コミュニ ティセンター	137 人
		コニカミノルタケミカル	23 人		
		ワコーフィルタ	156 人		
	梅山	浸水想定区域外への避難		浅羽西幼 稚園	122 人
	松原				
浅羽西	富里下	浸水想定区域外への避難		浅羽西幼 稚園	122 人
	富里中				

※浅羽南小学校は、施設敷地内において、一部浸水が想定されているため、まずは屋上の一時避難場所への避難を優先し、安全が確認された時点で、可能な施設を市指定避難所として利用する。

※一時避難場所及び市指定避難所については、施設が位置する地域に対応するよう記載したものである

2 注意喚起地域（バッファゾーン（余裕域））

津波が発生した場合に津波に対する注意を呼び掛ける地域をいう。

津波浸水想定区域のうち、津波の到達予想時間概ね 60 分後、浸水深 1 m 未満、流速 0.5m/秒未満の条件を満たすライン（別紙 1・2 の太い青線）の北側の区域は、津波の浸水深や流速が低下するため危険性が低いと考えられる。

しかし、河川周辺部や浸水する可能性のある区域への市民の侵入を防ぎ、津波の到達時間や規模等に注視する必要がある地域を、別紙 1 のとおり、注意喚起地域（バッファゾーン）に位置づける。

3 津波浸水深及び津波到達予想時間

各地域の津波の浸水深及び津波到達予想時間は、別紙 3 「袋井市津波シミュレーション分析結果図」を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第 1 波が最大とは限らず、場所によって、第 2 波、第 3 波の津波高が高い場合があり、少なくとも 12 時間以上の警戒が必要である。

4 避難路

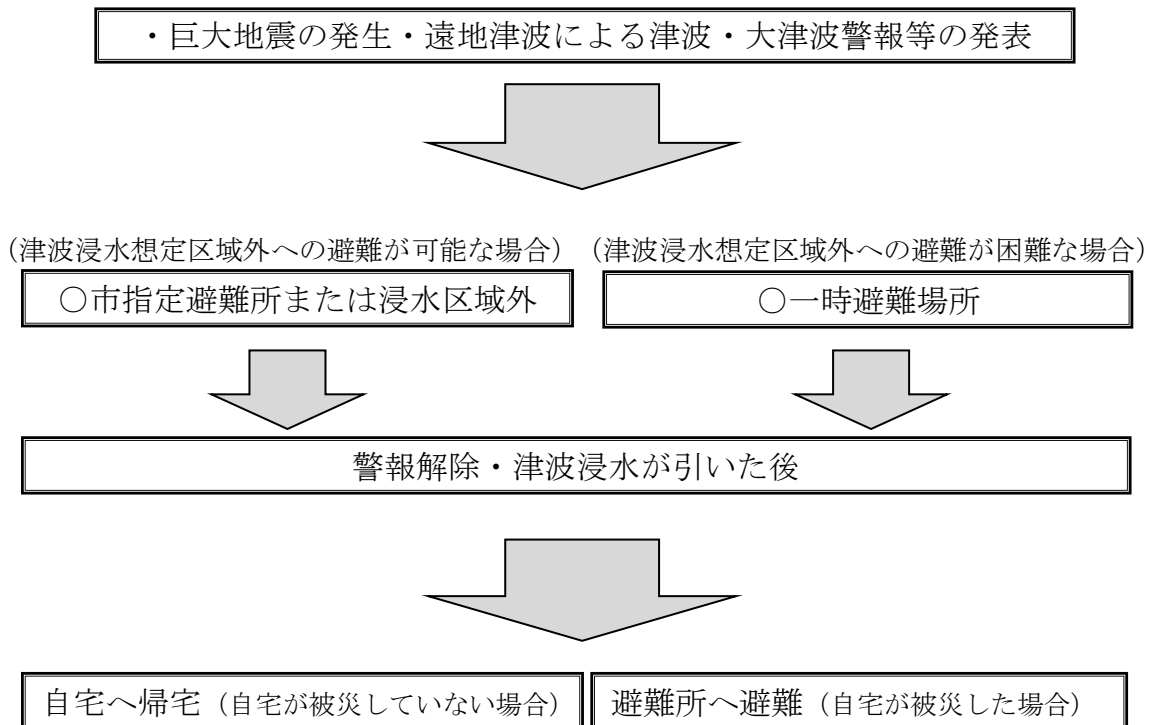
津波避難対象地域から津波避難場所までの幹線避難路を、別紙 2（赤の細線で示した道路）に指定し、各地域においては、安全で最短の避難路・避難経路を設定する。

5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び自転車での避難を原則とする。

なお、津波到達時間内に安全が確保できない場合や要配慮者を支援する場合に限って、自動車で避難することもやむを得ない。

【津波避難のイメージ】



第三章 初動体制

1 災害配備基準

津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の配備態勢及び動員方法を次表のとおりとする。

配備区分	配備時期	配置場所	配備要員	活動内容
事前配備態勢	①市内で震度3の地震が観測されたとき。 ②危機管理部長の指示があったとき。 ③「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報」が発表されたとき。	◎本部 市防災センター	◎事前配備体制要員 (各班約8名)	・気象情報の収集等 ・県及び防災関係機関との連絡調整
準備態勢	① 津波注意報 が発表されたとき。 ②危機管理部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター◎ 現地災害対策本部 浅羽支所 ◎支部 浅羽南・浅羽東・浅羽西支部	◎危機管理課職員 ◎地域支援部正副部長、地域支援班 ◎浅羽南全支部員 浅羽東、浅羽西支部の正副支部長及び支部長が必要に応じて招集する職員	・「災害対策本部」及び「現地災害対策本部」の設置 ・自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・消防団との連絡調整
第一次配備態勢	① 津波警報 が発表されたとき。 ②「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報」が発表されたとき。 ③本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター ◎現地災害対策本部 浅羽支所 ◎支部 全支部	◎正副本部長補佐、全部長、全副部長、統括班、総務班の班長及び動員係長、情報班の班長及び係長、支援対応班の班長、秘書班の班長、広報班、経理財政班の班長、農政班の班長、建築住宅班の班長、建設班 ◎地域支援部長副部長、地域支援班の班長 ◎浅羽南・浅羽東・浅羽西全支部員。その他の支部は正副支部長及び支部長が必要に応じて招集する職員	・「災害対策本部」及び「現地災害対策本部」の設置
第二次配備態勢	①第一次配備態勢では対応できない災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター◎ 現地災害対策本部 浅羽支所 ◎全支部	◎本部 全副本部長、正副本部長補佐、全部長、全副部長、全班長、全副班長、全係長、第一次配備の係員、各班長が必要に応じて招集する職員 ◎全支部員	・「災害対策本部」設置
第三次配備態勢	① 大津波警報 が発表されたとき。 ②本庁又は支所のいずれかが震度4以上の地震を観測したとき ③「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報」が発表されたとき ④本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター ◎現地警戒本部 浅羽支所 ◎支部 全支部	◎全職員	・「災害対策本部」設置

2 職員の連絡

職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する「自主参集」とする。

3 津波避難情報の種類と住民に求める行動

避難情報の種類と住民に求める行動は次表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	①具体的な規模は不明であるが、津波の到来が予測される場合 ②遠地津波の情報により、津波到達時間に余裕のある場合で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者(避難行動要支援者)が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①海岸利用者は直ちに、海岸から離れる。海岸、河口部に近づかない。 ②要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者(避難行動要支援者)は、指定された避難所への避難を開始(避難支援者は支援行動を開始) ③上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、ただちに避難行動を開始 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無い場合は生命を守る最低限の行動をとる

4 津波避難情報の発令基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に総合的な判断により行う。

(1) 突発型地震による場合

種類	判断基準	避難対象区域等
高齢者等避難	① 津波注意報が発表されたとき ② 市役所、浅羽支所いずれかで震度4以上の強い地震を観測したとき ③ 長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区
避難指示	① 津波警報又は大津波警報が発表されたとき ② 市役所、浅羽支所いずれかで震度4以上の強い地震を観測したとき ③ 長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき ④ 著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区(湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田) 浅羽東地区(松原・梅山) 浅羽西地区(富里下・富里中)
解除	① 大津波警報、津波警報、津波注意報の全てが解除されたとき ② 巡視等で安全を確認できたとき	

(2) 予知型地震による場合

種類	判断基準	避難対象区域等
高齢者等避難	東海地震注意情報が発表されたとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区(湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田) ○対象者 要配慮者、対象地区内全住民

避難指示	東海地震予知情報が発表されたとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区（湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田） 浅羽東地区（松原・梅山） 浅羽西地区（富里下・富里中） ○対象者：対象地区内全住民
------	------------------	--

5 津波情報等の収集

強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、即時にテレビ、ラジオ放送を聴取するとともに、津波監視カメラのライブ映像等により情報を入手する。また、気象庁及び静岡県総合防災情報システム等の情報により次に掲げる情報を収集する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

第1表 大津波警報、津波警報、津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

○ 大津波警報、津波警報、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の留意事項

- ・津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。
- ・大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- ・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。
- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、より精度の高い地震規模をもとに、予想される津波の

高さを数値で示した更新報を発表する。

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第2表 津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 [発表される内容は、「第1表 津波警報、注意報」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階

で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

○ 津波情報の留意事項等

（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の間でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（津波観測に関する情報）

- ・津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（沖合の津波観測に関する情報）

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3表 津波予報（※3）

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※3 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に、上表の内容を津波予報で発表する。

第4表 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度1以上を観測した地点と観測した振動を発表。それに加えて震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、戸別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
------------	--	--

6 津波避難情報の伝達方法

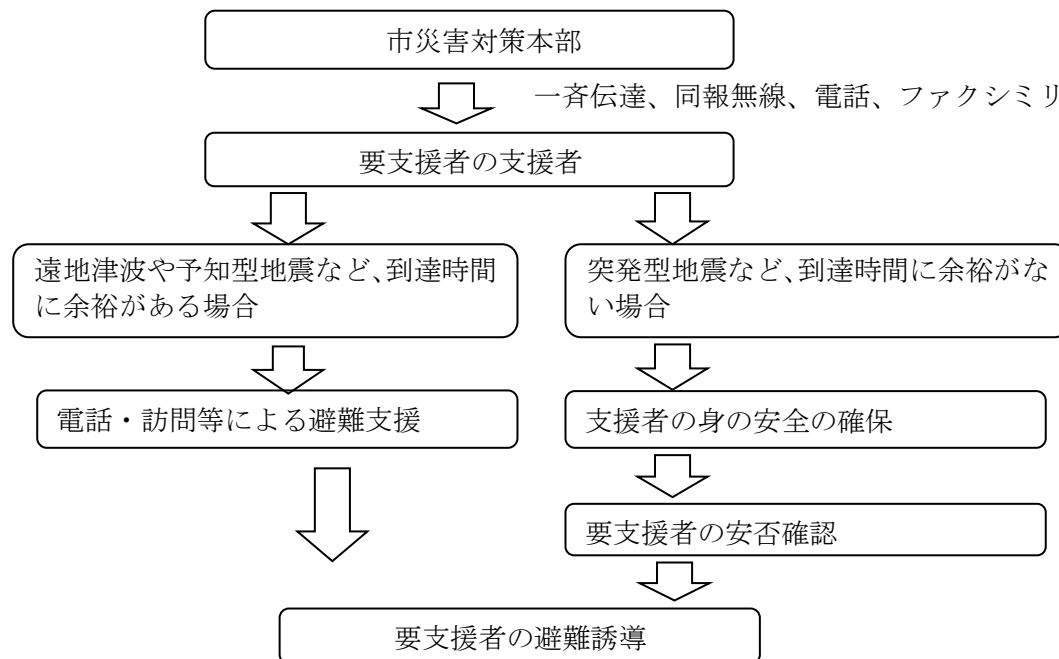
(1) 津波避難情報の伝達先・伝達方法

津波避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先		伝達方法	伝達担当者 (市災害対策本部編成班)
住民等	住民	同報無線 市ホームページ テレビ・ラジオ 臨時災害 FM 放送局 メローねっと 緊急速報メール ※遠地津波の場合で、到達予測時間に余裕がある場合は、市広報車、消防車で広報	広報班 広報班 広報班 広報班 統括班 統括班 消防団
	自治会連合会長 自治会長	電話・ファクシミリ メローねっと	統括班
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 西部地域局 袋井土木事務所	地域防災無線 電話・ファクシミリ FUJISAN システム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ	電話・ファクシミリ	広報班
医療・福祉関係機関	災害時における応援協定を結ぶ民間社会施設 〇〇〇等 〇施設	電話・ファクシミリ	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の避難所等公共施設	地域防災無線・電話	情報班・地域支援班

（２）避難行動要支援者への伝達方法

津波被害が想定される場合において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、一人では避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対しては、「避難行動要支援者計画（個別計画）」に基づき、情報の伝達方法は、次のとおりとする。



7 津波避難情報の伝達文

避難情報を出す場合は、次の例文を基本とする。

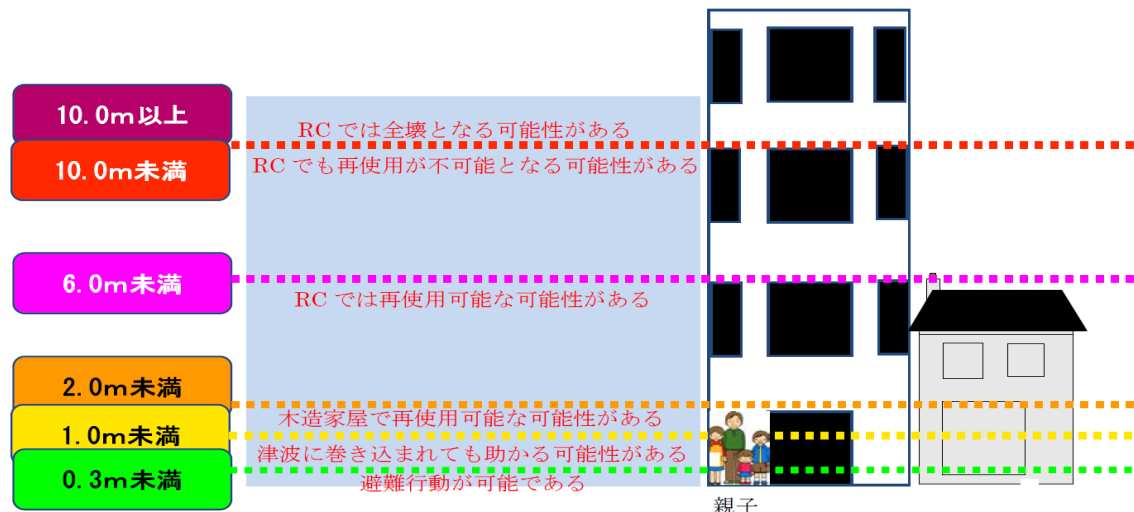
種別	伝達文（例）
高齢者等避難 （津波注意報） 海岸利用者 浅羽南地区 （湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田）	（サイレン） 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「10秒吹鳴・2秒休止・10秒吹鳴」とする。 （伝達文） 緊急放送 緊急放送 こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。 ・震度4の地震を観測しました。 〇時〇分に、海岸利用者・浅羽南地区に対して、「高齢者等避難」情報を出しました。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、直ちに浅羽南小学校などに避難をしてください。
避難指示 （津波警報） 海岸利用者 浅羽南地区 （湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田） 浅羽東地区 （松原・梅山） 浅羽西地区 （富里下・富里中）	（サイレン） 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「5秒吹鳴・6秒休止・5秒吹鳴」とする。 （伝達文） 緊急放送 緊急放送 こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県全域に津波警報が発表されました。 〇時〇分に、〇〇地区に対して「避難指示」を出しました。 直ちに避難を開始してください。 河川や海岸から直ちに離れ、一時避難場所〇〇等の避難場所など出来るだけ高い場所に避難してください。
避難指示 （大津波警報） 海岸利用者 浅羽南地区 （湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田） 浅羽東地区 （松原・梅山） 浅羽西地区 （富里下・富里中）	（サイレン） 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「3秒吹鳴・2秒休止・3秒吹鳴」とする。 こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県全域に大津波警報が発表されました。 〇時〇分に、〇〇地区に対して「避難指示」を出しました。 直ちに避難を開始してください。 河川や海岸から直ちに離れ、一時避難場所〇〇等の避難場所など出来るだけ高い場所に避難してください。

参考資料

1 津波の浸水深と津波被害の関係

【津波の浸水深と津波被害の関係】

- 0.3m未満：避難行動が可能である（P-54 参照）
- 1.0m未満：津波に巻き込まれても助かる可能性がある（P-54 参照）
- 2.0m未満：木造家屋では再使用の可能性がある（P-8 参照）
- 6.0m未満：RC 造建物では再使用の可能性がある（P-8 参照）
- 10.0m 未満：RC 造建物でも再使用が不可能となる可能性がある（P-8 参照）
- 10.0m以上：RC 造建物では全壊となる可能性がある（P-8 参照）



出典：南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ（8月29日公表）

2 避難可能距離の目安

避難可能距離＝（津波到達時間－避難可能時間 12 分（「レベル 2」5 分＋

「夜間」5 分＋「スロープ・階段」2 分）×1.0m/秒（60m/分）

○津波到達時間 25 分後（150 号線付近）：約 780m ＝（25 分－12 分）×60m/分

【参考】

◆避難開始時間

○消防庁：2～5 分後を想定

○静岡県第 4 次地震被害想定

（レベル 1）3 分後、（レベル 2）5 分後とし、さらに夜間 5 分を追加

◆避難速度

- | | | |
|-------------------------|---|----------------|
| ・老人単独歩行（自由歩行速度） | ： | 1.1m/秒 |
| ・ベビーカーを押している人 | ： | 0.9m/秒 |
| ・群衆歩行 | ： | 1.1m～1.2m/秒が限界 |
| ・自力のみで行動できにくい人（水平） | ： | 0.8m/秒 |
| （重病人、重傷者等）（階段） | ： | 0.4m/秒 |
| （位置、経路等に慣れていない人）（水平） | ： | 1.0m/秒 |
| （階段） | ： | 0.5m/秒 |
| ・身体障害者等の歩行速度（急いで） ケース 1 | ： | 1.2m/秒 |
| ケース 2 | ： | 0.44m/秒 |

3 一時避難場所としての基本的な考え方

(構造的要件)

1 耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合していることを基本とする。

2 構造安全性

原則として、鉄筋コンクリート（RC）、または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造で、避難場所部分が 3 階建て相当以上のものとする。

ただし、東日本大震災における浸水による被害状況を踏まえ、海岸からの距離や過去に発生した津波の痕跡（安政東海地震浸水域）を基に、鉄骨（S）構造の建築物等の活用も配慮するものとする。

4 避難場所選定上の留意点

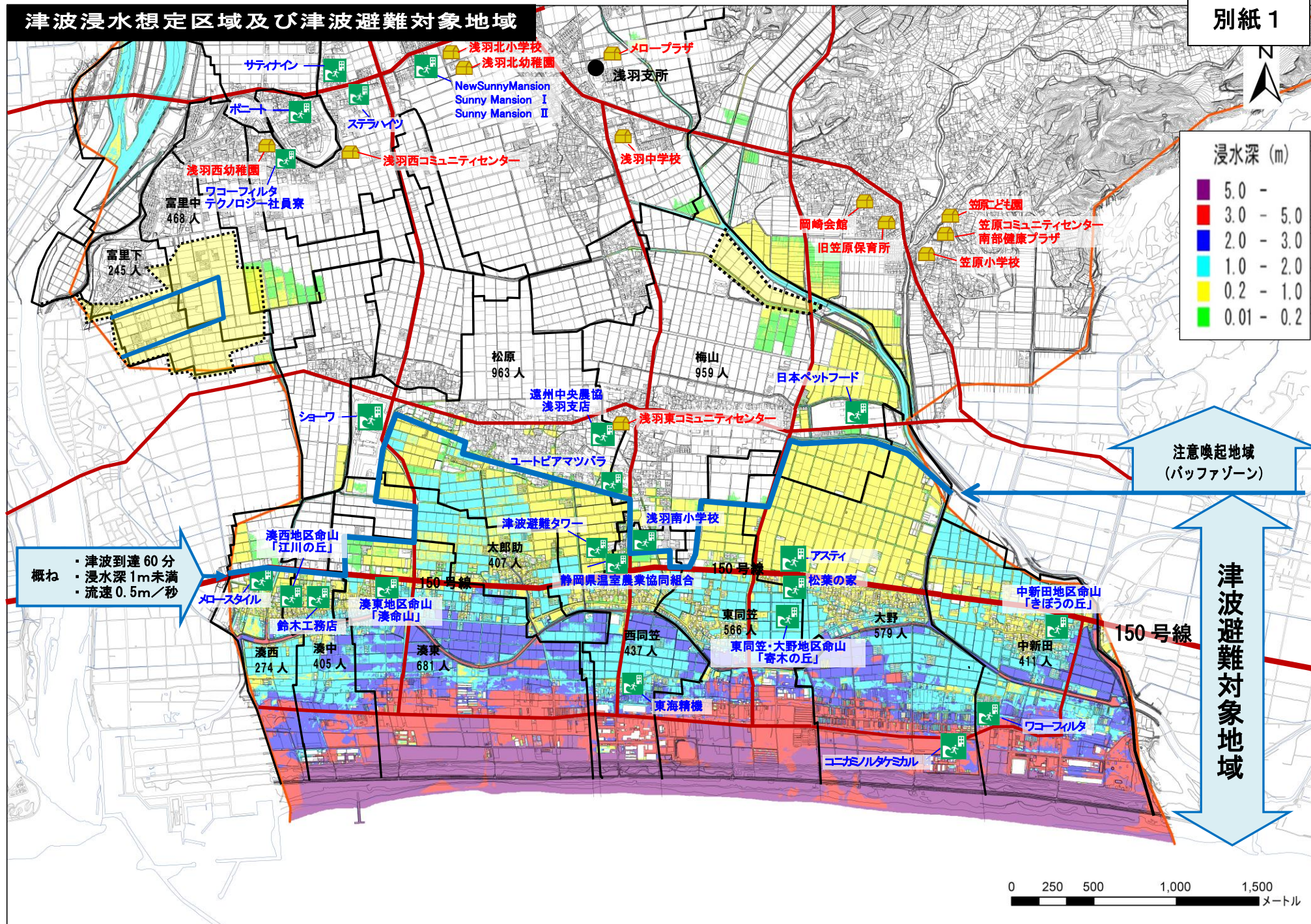
- ・津波襲来までに時間的な余裕がある場合は、より安全な市指定避難所への避難を行う。
- ・原則として、避難の際には、津波の進行方向と同方向にある施設を目指す。
- ・避難者の状況や地域の実情等を考慮し、あらかじめ避難場所や避難方法を検討しておく。

5 避難路選定上の留意点

- ・山、崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮し幅員が広いこと。また、近くに迂回路が確保できること。
- ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性の向上に努める。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路に指定しない。
- ・原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定する。
- ・夜間の避難も考慮し、照明灯が設置されていることが望ましい。
- ・交通規制等による交通渋滞対策について、関係機関と調整を行う。

津波浸水想定区域及び津波避難対象地域

別紙 1



津波避難場所（市指定避難所・一時避難場所）

